

京都市告示第 46 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 24 年 4 月 19 日

京都市長 門川 大作

道路の種類 市 道
 供用開始の期日 告示の日
 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
山越太秦線	右京区山越東町30番地の7地先から	旧	メートル 24.10	メートル 8.50
	同区太秦堀池町61番地の3地先まで	新	24.10	9.18 ~ 15.11
嵯峨緯79号線	右京区嵯峨二尊院門前北中院町2番地の44地先から	旧	23.40	2.80
	同町2番地の46地先まで	新	23.40	3.40 ~ 6.32
山ノ内16号線	右京区山ノ内瀬戸畑町14番地の17地先から	旧	14.80	7.05 ~ 8.75
	同町14番地の14地先まで	新	14.80	7.52 ~ 8.75
桂経133号線	西京区桂清水町33番地の2地先から	旧	35.00	2.37
	同町40番地の3地先まで	新	35.00	2.37 ~ 4.51

(建設局土木管理部道路明示課)